

◎経営協議会の学外委員からの意見、提言等に対し、法人運営の改善に活用した取組例

- (1) 経営協議会及びその他の機会に経営協議会学外委員からの意見については、その場で回答するほか、その内容等を別途取り纏め、関係する委員会、事務局担当課等にて検討す
- (2) 大学としての新たな取り組み等について、事前に経営協議会で説明を行い、経営協議会学外委員から意見を聴取し、今後の参考としている。
- (3) 検討し、改善した事項(又は改善する)については、経営協議会の場で報告等を行っている。
- (4) 具体的な取組例については下記のとおり。

開催回数	年月日	意見、提言等の内容	対 応
第7回	H30.3.26	ドーピングに関する知識を学生に周知し、ドーピング問題が発覚した場合の対応について検討してほしい。	課外活動団体に対して、正しい知識の習得を図る目的でドーピングに関するガイドブックを配付するとともに学内掲示板においてドーピング防止に関する情報を提供しています。また、4月には、全学的な行事である競技力向上の会において学生を対象にドーピング防止に関する講習会を実施しました。あわせて、学部生を対象に「運動生理学」「運動生化学」「体育・スポーツ哲学と倫理」等の授業でドーピングについて指導しています。なお、ドーピング問題が発覚した場合の対応は、今後、委員会で詳細に検討することとしています。
		指導者にはそのつもりがなくても、指導される選手がパワーハラと捉える事例が発生しており、より一層注意して取り組んでほしい。	本学では、ハラスメント防止専門委員会を設置し、全教職員に対するハラスメント研修会を毎年実施しているほか、学生に対しては、毎年度始めのガイダンスの中で、各学年にハラスメントに関する説明を行うとともに、教職員のハラスメント相談員を配置し、相談体制の整備及びハラスメント防止に努めている。ご意見を踏まえ、顧問教員会議等で周知するなど、今後一層のハラスメント防止に取り組んでまいりたい。